

1 2022



# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川 富也**

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

**謹賀新年**

令和4年元旦

# 法 定 調 書

## ◇提出調書と支払内容◇

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならぬのが「法定調書」の作成・提出作業です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和3年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされているものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

法定調書には多数多様の種類(全部で60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の令和3年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参考下さい。

〈提出期限〉  
令和4年  
1月31日(月)

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

### 【令和3年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

法定調書の提出をする方は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、令和4年1月からクラウド等(※)に備えられたファイルにその法定調書に記載すべき事項(以下「記載情報」といいます。)を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録された記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、法定調書の提出をすることができます。

\* 国税庁長官の定める基準に適合することについて、そのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限ります。

### 「事業復活支援金」概要

対象		給付上限額	
法人	年間売上高	売上高50%以上減少	売上高30%以上50%未満減少
		5億円超	250万円
		5億円～1億円超	150万円
		1億円以下	100万円
フリーランスを含む個人事業主		50万円	30万円

新型コロウイルス感染症の第5波はようやく落ち着きを見せ、緊急事態宣言の解除以降、経済活動は徐々に回復しつつあります。しかし、長引く感染拡大で大きな打撃を受けた中小企業の中には、いまだに苦境から抜け出せないケースが多いと思われます。

こうした状況を踏まえ、政府は、歳出規模約36兆円の2021年度補正予算案の中で、売上が減少した中堅・中小企業の中には、いまだに苦境から抜け出せないケースが多いと思われます。

「事業復活支援金」は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための給付金です。要件を満たしていれば、借入金のように返済義務はありません。

#### 【対象】(売上高30%以上減少)

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売り上げが、前年か2年前の同じ月より30%以上減った中堅・中小・小規模事業者、フリーランス、個人事業者に対し、最大250万円が支給されます。

これまで国の給付金としては、「一

者を対象とした「事業復活支援金」の新設を盛り込みました。ここでは、「事業復活支援金」の受給要件や支給額、「持続化給付金」との違いなどを、現時点で明らかになっていることについてまとめました。

# 「事業復活支援金」を新設

## 2021年度 補正予算

時支援金」と「月次支援金」がありました。いずれも緊急事態宣言などの影響緩和のための給付で、実質的に対象エリアや業種は限定されていますが、「事業復活支援金」は、「縛り」はなく、地域や業種は問いません。

### 【支給額】(5か月分を一括給付)

2021年11月～2022年3月の5ヵ月間の売上高の減少額を基準に算定した金額(5ヵ月間の減収分)を一括支給(上限額あり)。

対象になるのは、この5ヵ月の間に、ひと月の売上高が①「50%以上減少」または②「30%以上50%未満減少」した事業者です。

法人の場合は、それぞれ年間売上高によって、次のように給付額の上限額が設けられています。

- ・年間売上高5億円以下
- ・最大250万円(売上高の減少率30%～50%の場合、150万円)
- ・年間売上高1億円～5億円
- ・最大150万円(売上高の減少率30%～50%の場合、90万円)
- ・年間売上高1億円以上
- ・最大100万円(売上高の減少率30%～50%の場合、60万円)

また、個人事業主(フリーランス含む)の場合は、年間売上には関係なく、以下の上限額が設けられています。

申請の開始時期などについて、中小企業庁は、「補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定」としており、詳細については、まだ未定の部分もあります。今後の情報に注意しつつ、受給要件に該当する場合には、忘れずに申請するよう

ます。

最大50万円(売上高の減少率30%の場合、30万円)

持続化給付金では、ひと月の減収率が「前年同月比50%以上」が支給要件でしたが、今回は①と②の2段階となつており、「減収率30%以上」まで対象とされました。減収率の要件が緩和されたことになります。法人については、年間売上高によつて給付金の上限が変動するのも、持続化給付金との違いです。

### 【事前確認】

一方、持続化給付金に関しては、「申請のやりやすさ」を逆手にとつた不正受給が相次ぎ、社会問題になりました。今回はそうしたことが起きないように、国が認定した登録確認機関による事前確認が行われます。事前確認では、web会議／対面／電話を通じ、事務局が定めた書類(帳簿等)の有無の確認や質疑応答等形式的な確認を行います。

申請の開始時期などについて、中小企業庁は、「補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定」としており、詳細については、まだ未定の部分もあります。今後の情報に注意しつつ、受給要件に該当する場合には、忘れずに申請するよう



## ■消費税インボイス制度 ■ 処理期間は2週間から1カ月程度

国税庁はこのほど、インボイス制度の「適格請求書発行事業者」の登録申請の状況を公表しました。インボイス制度の適用開始は令和5年10月1日からとなります。が、適用を受けるためには税務署へ「適格請求書発行事業者」の登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この登録申請が制度開始の2年前となる令和3年10月1日からスタートしています。

それによると、申請初月となる10月の登録申請件数は約10万3千件と10万件を超える一方、審査の結果、登録された件数は約4万6千件と半数以下にとどまっています。

登録申請書を提出してから登録を受けるまでの期間については、個々の審査等に要する期間によって異なりますが、おおまかな目安として、書面で提出された登録申請書については「1ヵ月程度」、また、e-Taxで提出された登録申請書については「2週間程度」の期間を見込んでいるとしています。

その上で、申請初月の処理状況に關し、登録申請の受付直後で多くの登録申請が提出されたことや、記載誤り、記載漏れ、二重送信等が多く見受けられることから、前記期間内に登録通知が終了しないケースが発生していることを明らかにしました。そして、まだ登録通知が届いていない者については、提出された登録申請書は順次審査をしており、登録処理終了までしばらく待つていただくようアナウンスしています。

なお、これから登録申請書を提出する際には、提出前に記載誤り等がないか確認の上、提出するように呼びかけています。注意事項として、法人事業者に対する「住所又は居所(法人の場合)」本店又は主たる事務所の所在地欄へ、登記上の所在地を正しく記載(建物名、部屋番号も正確に)することや、【氏名又は名称】欄では、登記上の法人名を正しく記載(大文字・小文字、アルファベット表記・カナ表記も正確に)することなどを求めています。▼この劇的な変化の中

### 1月の税務と労務

#### 一税務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
  - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
  - (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
  - (1)交付期限…1月31日
  - (2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
  - 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…1月11日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
  - (1)提出期限…1月31日
  - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
  - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

#### 一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

### 新年を迎えて

で、私たちは、立ちすくむのではなく、自らが変わり、この変化にタイムリーに対応し、自らがパラダイムチェンジを起こす創意工夫が求められています。▼日本経済は、次々と襲いかつてくる想定外の困難に果敢に挑戦し、乗り越えてきました。逆境を跳ね返し、挑戦し続ける企業家精神こそ日本経済の底力です。引き続き予断を許さない厳しい情勢が続きそうですが、企業家精神を大いに發揮して、本年を飛躍の年としたいものであります。